

点検・整備ではじめよう 安心クルマ生活



あなたと家族の笑顔を守る点検・整備



安全確保と環境保全には、クルマの点検・整備が必要です

平成26年2月から車検証の備考欄に点検・整備実施状況の記載を開始しました。詳しくは、QRコードをご参照。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000089.html



●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。 点検・整備 www.tenken-seibi.com

■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本自動車販売協会連合会
一般社団法人全国軽自動車協会連合会
一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会

日本自動車輸入組合
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
一般社団法人全国自動車協同組合連合会
一般社団法人全国家用自動車協会
公益社団法人日本バス協会
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会

一般社団法人全国レンタカー協会
一般社団法人日本自動車業界協会連合会
全国石油商業組合連合会
一般財団法人自動車検査登録情報協会
一般財団法人日本自動車部品工業会
公益財団法人日本自動車部品卸商連合会

一般社団法人日本損害保険協会
全国共済農業協同組合連合会
全国労働者共済生活協同組合連合会
一般社団法人電池工業会
一般社団法人日本自動車部品協同組合

全国自動車電装品整備商工組合連合会
一般社団法人自動車用品小売業協会
一般社団法人日本自動車車体工業会
全国ディーゼルボンブ振興会連合会
日本自動車部品協同組合連合会

一般社団法人日本自動車車体工業会
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国自動車部品販売店連合会
日本自動車部品協同組合連合会
全国オートバイ協同組合連合会(順不同)



2016 自動車点検整備推進運動

安全確保と環境保全はクルマの点検・整備から。

日常点検や定期点検はクルマのトラブルを防ぐだけではなく、地球温暖化の原因であるCO₂の削減にもつながります。特に、長くご使用のクルマには、細やかな点検が欠かせません。日頃からクルマの健康管理を心がけましょう。

日常点検

日頃、自動車を使用している中で、走行距離や運行状態などから判断し、適切な時期に点検を行うことが必要です。チェックしてみましょう。

定期点検

定期点検は、安全確保・環境保護の観点から、自家用乗用車については、1年ごとに実施しなければなりません。

車検（自動車の検査）は、安全・環境面で国が定める基準に適合しているかどうかを一定の期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。したがって、使用者は日常点検整備や定期点検整備を確実に実施するとともに、使用に応じた適切な保守管理を行う必要があります。

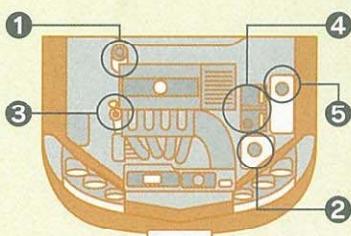
月日が経つと？（自家用乗用車）



マイカーを点検しよう！日常点検 15項目チェックシート

判定 ○ or ×

日常点検 #01



エンジンルーム 5項目

① ブレーキ液の量

ブレーキ液のリザーバー・タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインとの間にあるかどうかを点検します。液量が下限ラインより低い場合は、安易に補充せず、早急に整備のプロに相談しましょう。

② 冷却水の量

冷却水のリザーバー・タンクを見て、液量が上限ラインと下限ラインとの間にあるかどうかを点検します。この冷却水が下限ラインに近いか、それより少ない場合は、上限ラインまで冷却水を補充しましょう。

③ エンジン・オイルの量

エンジンに付いているオイル・レベルゲージを抜きとり、付着しているオイルを拭きとつてから、ゲージをいっぱいに差し込み、再度抜きとつてオイルの量を見ます。ゲージの先端についている2本のラインか、ギザギザ部分の目印の中間にオイルがあれば合格です。ゲージの下限ラインよりもオイルが下側にあるときは補充しましょう。また、汚れている場合は交換しましょう。

④ パッテリ液の量

パッテリ液の量が規定の範囲（上限と下限の間）にあるかを車両を揺らすなどして点検します。パッテリ液は腐食性が強いので、体、衣服、車体などに付着しないよう注意しましょう。

⑤ ウィンド・ウォッシャ液の量

ウィンド・ウォッシャ液の量が適当かを点検します。液量が少ないと上部まで補給しましょう。

日常点検 #02



クルマの周り 4項目

⑥ ランプ類の点灯・点滅

クルマにはヘッドライト、スマートランプ、ブレーキランプ、テールランプ、ウインカーなど、多くのランプが付いています。点灯・点滅の有無を確認し、レンズの汚れや損傷も調べましょう。点灯・点滅していない場合は、すみやかに交換しましょう。

⑦ タイヤの亀裂・損傷の有無

タイヤの亀裂や損傷の有無を目や手で確認するとともに、タイヤに異物が付着していないかを入念に点検します。タイヤにかみ込んだ異物はきれいに取り除きましょう。また、タイヤが片減りしている場合は要注意。整備のプロに相談しましょう。

⑧ タイヤの空気圧

タイヤの接地部のたわみ具合を目で見て判断しましょう。接地部のたわみ具合で判断ができない場合はタイヤゲージを使って点検しましょう。タイヤの空気圧が不足している場合は、指定空気圧まで補充しましょう。

⑨ タイヤの溝の深さ

タイヤの溝の深さが浅くないかをタイヤの接地面のスリップ・サインを目印に、チェックします。スリップ・サインは溝の深さが1.6mm以下になると、現れます。溝の深さが足りないと、スリップしやすくなり、雨天走行時はとても危険です。サインが現れたら、早急にタイヤを交換しましょう。※スリップ・サインは、タイヤ側面の三角マークのある位置の接地面に出ます。

⑩ エンジンのかかり具合・異音

エンジンが速やかに始動し、スムーズに回転するかを点検します。また、エンジン始動時やアイドリング状態で、異音がないかを点検します。

⑪ ウィンド・ウォッシャ液の噴射状態

ウィンド・ウォッシャ液を噴射させ、ワイパーの作動範囲に噴射されるかチェックします。また、その向きや高さが適当か点検します。

⑫ ワイパーの拭き取り能力

ワイパーを作動させ、低速および高速の各作動が不良でないかを点検します。また、ウィンド・ウォッシャ液がきれいに拭き取れるかを点検します。ワイパーのから拭きは、ガラスを傷つけますので、ウィンド・ウォッシャ液を噴射してからワイパーを作動させましょう。

⑬ ブレーキの踏み残りしろと効き具合

エンジンをかけて異音がないかどうか確かめたうえ、ブレーキ・ペダルを強く踏み込んだとき、床板との間（踏み残りしろ）が適当かどうか確認します。踏みこたえが「いつもと違う」と感じたら要注意です。

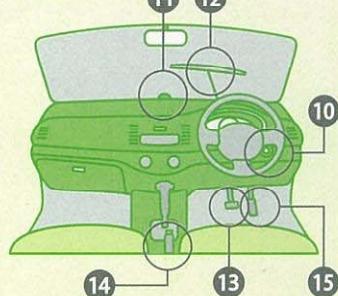
⑭ 駐車ブレーキの引きしろ（踏みしろ）

駐車ブレーキをいっぱいに引いた（踏んだ）ときに、引きしろ（踏みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。ブレーキ・ペダルと同様に、新車時や定期点検直後との違いを比較してください。

⑮ エンジンの低速・加速状態

エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します。次に、エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っかかりがないか、スムーズに回転が上がるか、走行するなどして点検します。

日常点検 #03



運転席 6項目

*自家用乗用車の定期点検は、1年ごとに点検を行う項目が細かく決められており、整備のプロにまかせたほうが安心です。

トラック・バスなどの大型車をご使用の皆さんへ 火災・車輪脱落・車体腐食防止のために しっかり点検・整備しましょ。

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか?
日頃こまやかな点検を行っていれば、火災・車輪脱落・車体腐食などのほか
運転中のトラブルの多くは回避できます。
毎日安心して運転するために、しっかり点検しましょ。

車両火災

このような事故が起きています。

事業用バスの車両火災事故

平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、
年末年始から同種事故が多発しました。
事業用バスの車両火災は、平成15年1月から、平成26年12月
末までに事業用で198件発生しており、なかには、車両が全焼に
至るケースも見られ、一步間違えれば大惨事となりかねません。



最近4年間(平成23年~26年)に発生した事業用バス火災事故(58件)の発生推定原因

バス火災事故の原因としては「点検・整備不十分」や「整備作業ミス」といった点検・整備が関係しているものの割合が多く(36件)、また、出火に至る状況としては「電気配線ショート」や「燃料漏れ」の割合が多かった(22件)

火災事故を防ぐためにも以下を含む点検・整備は必ずおこなってください。

部位(装置)	点検のポイント(見方 / 交換目安)	点検しないと…(火災発生のメカニズム)
バッテリーのターミナル	・緩みや腐食、外れはないか。	・異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。
バッテリーハーネス	・固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	
燃料フィルター	・取付部やドレンープラグなどから燃料漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	・部品の劣化や摩耗などから、燃料が漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。
燃料ホース	・接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ・亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
燃料パイプ (燃料高圧パイプ)	・接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ・クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ・パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	

車輪脱落

このような事故が起きています。

大型自動車の車輪脱落事故

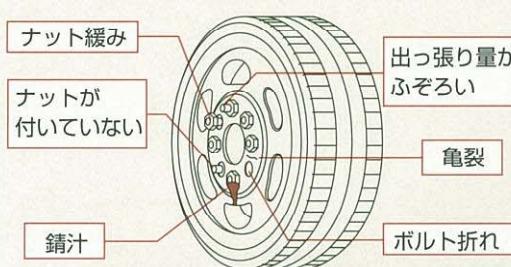
ボルトの折損を伴うタイヤの脱落事故は、平成15年1月以降、平成26年12月末までに412件発生しており、平成20年4月には、東名高速自動車道でボルト折損により脱落したタイヤが対向してきたバスに衝突し、バスの運転者が死亡した事故が発生しています。車輪脱落事故は、ナットが緩む、ボルトが折れる等、車輪脱落までには必ず予兆があります。日常点検や定期点検をしっかり行ってください。また、タイヤ交換時などの不適切な締付け（強すぎ、弱すぎ）や、誤ったボルト・ナットの使用（アルミホイール用、スチールホイール用の誤用）は、車輪脱落の原因となります。



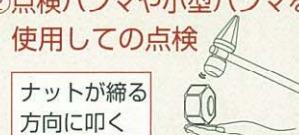
日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょう。

①目視での点検



②点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検



③タイヤ空気圧の点検



増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。50~100km走行後を目安に増し締めを行います。



この図は右側タイヤの場合です。

車体腐食

このような事故が起きています。



事業用バスの車体腐食事故

○平成27年11月12日、貸切バスが走行中に操縦不能となり、進行方向右側の中央分離帯に衝突。7名負傷。

この事故は、凍結防止剤によるフレームの腐食のためロワーアームがフレームから脱落し、ハンドル操作が不能となったことが原因と考えられる。打音点検(下記参照)等、適切な点検整備の実施による確認が必要。

主要骨格部位の腐食による穴あき等は、堅ろうではないとして保安基準不適合

自動車点検基準(国土交通省令)に「車体及び車体」の「緩み及び損傷」を3月ごとに点検することとなっています。自動車の下回りの主要骨格部分を含む自動車部品を点検ハンマによる打音点検等によるほか、自動車メーカーが提供している情報(QRコード参照)を参考に、腐食の有無等について点検を行うようにしてください。

また、点検の結果腐食が疑われる場合には、整備の必要性について整備工場等に相談し必要な防錆措置又は補修を行うなどの対処を行うようにしてください。



■推進：国土交通省 自動車点検整備推進協議会 ■後援：内閣府 警察庁 環境省

■協力：独立行政法人自動車技術総合機構 軽自動車検査協会 独立行政法人自動車事故対策機構

一般社団法人 日本自動車整備振興会会員 一般社団法人 日本自動車工業会 一般社団法人 日本自動車輸入車協会会員 一般社団法人 日本自動車輸入組合 一般社団法人 日本自動車連盟 一般社団法人 全国自家用自動車連合会 公益社団法人 日本バス協会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会 一般社団法人 全国レンタカー協会 一般社団法人 日本自動車タイヤ協会 全国石油商業組合連合会 一般財團法人 自動車検査登録情報協会 公益財團法人 日本自動車教育振興財团 一般社団法人 日本損害保険協会 全国共済農業協同組合連合会 全国労働者共済生活協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車部品卸売協同組合 全日本自動車部品卸売商組合連合会 一般社団法人 自動車用品小売業協会 一般社団法人 電池工業会 全国ディーゼルポンプ振興会連合会 日本自動車車体整備協同組合連合会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 全国タイヤ商工協同組合連合会 全国自動車部品販売店連合会 日本自動車部品協会 全国オートバイ協同組合連合会 (順不同)

事業用自動車の点検・整備の概要

運送事業者は、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならないこととなっており、そのためにも①日常点検整備、②定期点検整備の実施が必要です。(道路運送車両法第47条、第47条の2、第48条、貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、旅客自動車運送事業運輸規則第45条)

①日常点検整備

●自動車の使用者又は自動車を運行する者は、**1日1回、その運行の開始前**において、日常点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。

●自動車の使用者は、**定期的(3か月ごと)**に点検をし、必要に応じて整備をしなければなりません。



行政処分基準 (平成27年6月1日時点)

① 日常点検の未実施

<初違反>: 警告～5日 × 違反台数

<再違反>: 5日～15日 × 違反台数

② 定期点検整備の未実施

<初違反>: 警告～10日 × 違反台数

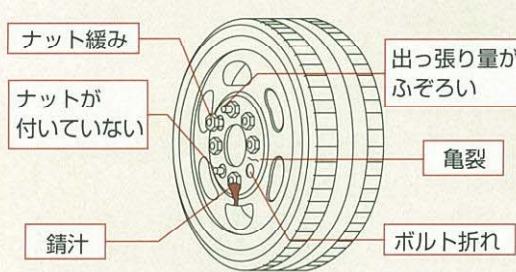
<再違反>: 5日～30日 × 違反台数

〈点検例〉ホイール・ボルト関係の点検内容

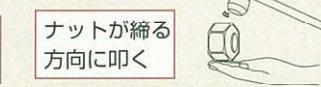
日常点検

1日1回、運行前に日常点検を実施することになっています。乗用車と比べて走行距離も多いことから、クルマの健康状態をしっかりチェックし、事故を未然に防止するためにも日常点検を行いましょう。

①目視での点検



②点検ハンマや小型ハンマを使用しての点検



③タイヤ空気圧の点検



増し締めの実施

締付け後は初期なじみによってホイールナットの締付け力が低下します。
50～100km走行後を目安に増し締めを行います。

ねじの締付け方向を確かめて締付けます
JIS方式(球面座)
ダブルタイヤの場合



定期点検

[3か月定期点検時]

日常点検に加え、トルクレンチなどを使用して、ホイール・ナットが緩んでいないか(規定の締付けトルクで締付けられているか)点検します。

[12か月定期点検時]

ディスクホイールの点検は、ホイールを取り外して行います。
ホイール・ボルトやホイール・ナット及びハブなどの関連部品に異常がないかも点検します。

上記の点検例を含む日常点検・定期点検を確実に実施し、自動車事故防止に努めましょう!

●自動車の点検・整備のことが詳しくわかります。

点検・整備

検索

www.tenken-seibi.com

2016 自動車点検整備推進運動

